

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2013

課題番号：21530091

研究課題名(和文) 少数派株主保護の特別規制と一般条項の比較法研究

研究課題名(英文) The Comparative Study on the special regulation and general Clauses for Protection on Minority Shareholders

研究代表者

高橋 英治 (Takahashi, Eji)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40275235

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果として、企業結合法等の従属会社における少数派株主保護のための特別規制と株主の誠実義務等の少数派株主保護のための一般条項とは相互補完関係にあり、特別規制が存在しない領域では、一般条項が少数派株主保護のため重要な役割を果たすことが明確になった。また、ドイツにおける株主の誠実義務と株式コンツェルン法との関係の研究から、特別法は一般法に優先するという法原則の妥当性も確認でき、会社法上の一般条項は、特別規制が明らかに不合理な規制を行っていない限り、特別法を改変する力を有しないことも明らかになった。

研究成果の概要(英文)：As the result of this project, it was proved, that the general clauses of corporate law and the special regulation for protection of minority shareholders are interdependent: Where the special regulation for the protection of minority shareholders is not realised, the general clauses functions to protect the minority shareholders. But when the special regulation is irrational, the general clauses have a power to change the rule of special regulation. Professor Dr. Eiji Takahashi made a lot of contribution to the academic study of corporate laws in Japan and in the world. The essence of the result of the research can be read to his paper "the general clauses and the special regulation of Minority Shareholders" Shoji Humu Nr. 2005 (2013). Besides he published the first Japanese Text Book on the German Corporate Law from Yuhikaku. As a textbook on the Japanese Corporate Law he publishes "The Principles of the Japanese Corporate Laws. The both works got the OCU-Best Testbook Prize.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：企業結合法 一般条項 会社法 少数派株主保護

1. 研究開始当初の背景

申請者は、ドイツと日本の企業結合法を専門に研究していた。研究を通じて、企業結合法研究には、機能的アプローチが必要であり、少数派株主保護の機能を果たす企業結合法（コンツェルン法）だけではなく、同じ少数派保護の機能を果たす一般条項である株主の誠実義務や株主平等原則をも対象にするべきであることが判明した。そこで、企業結合法とかかる一般条項の理想的な関係とは何かを研究する必要が生じた。

2. 研究の目的

少数派株主の機能を果たす一般条項と特別規制とをできるだけ包括的に取り上げ、それぞれの国の法体系の中で、これらがいかなる関係にあるのかを示す。

3. 研究の方法

主としてドイツ法を取り上げ、機能比較という方法により、ドイツ法における一般条項と特別規制である企業結合法（コンツェルン法）が果たしている機能を明らかにし、日本法への示唆を得る。

4. 研究成果

(1) ドイツ法においては、民法上の一般条項が大株主の権力濫用の規制として十分でないことが、会社法上の影響力利用者の責任に関する一般条項を形成する要因となった。全体主義経済の下で、影響力利用者の責任に関する一般条項につき、例外として「コンツェルン利益」は従属会社の個別の利益に優越するという解釈が採用された。戦後、かかる解釈はナチス的解釈として廃棄されたが、近時EU法の領域で、ヨーロッパ委員会が二〇一四年に「コンツェルン利益」をより良く認める措置を提示をすることが提言されている。

(2) 従属会社の少数派株主保護のための特別規制としての株式法における事実上のコンツェルン規制（株式法三一条以下）は、机上の産物として生み出された。しかし、特に事実上のコンツェルン規制については従属会社を侵害した支配企業に補償の延期を認めるものであり強者を不当に優遇するものであるという批判が向けられた。かかる特別規制の欠陥を背景に、判例法上の一般条項

として社員（株主）の誠実義務が判例法上認められた。現在のところ、株主の誠実義務を株式コンツェルン法の実事上のコンツェルン規制に優越させる見解は通説的地位を占めるに至っていない。これは、法律上の特別規制に欠陥がある場合、それを契機に判例法上の一般条項が発生する可能性があるが、かかる場合でも法律上の特別規制の欠陥が著しいものでない限り、判例法上の一般条項は、特別規制に優越して適用される現実の力を持たないことを示す。

(3) 日本法とは異なり、株式法において支配企業の責任を定める明文規定があるドイツ法においては、事実上の取締役を、子会社の利益を侵害した親会社の責任を基礎づけるための法理として利用する解釈論上の提言は存在しない。

(4) 株式法の実事上のコンツェルン規制が「グループ利益」を認める立法措置としてかつての「コンツェルン全体の利益は従属会社の個別の利益に優位する」という考え方に強く傾斜した立法がなされる場合 例えば、企業グループ全体利益のための行為を無条件に従属会社の利益を侵害した支配企業の免責事由として認める立法措置が採られ、従属会社の少数派株主が親会社による個別の侵害行為から十分に保護されない状態が生じる場合 従属会社の少数派株主が財産権侵害（基本法一四一条一項）を理由として連邦憲法裁判所に憲法異議の訴えを提起する事態も生じると予想される。

(5) わが国最初の会社一般に関する制定法とも言うべき明治二三年旧商法の草案は、一八八四年、ドイツ・ローストック大学教授であったヘルマン・ロesslerによって起草された。ロesslerは、株式会社法の制定に際しては、株主の重要な権利である議決権およ

び利益または残余財産の分配の局面においては、株主がその有する株式の数に応じて平等に取り扱われるべき旨を明文で定めていた（ロessler草案二四四条一項・二七二条・三〇二条）。しかし、ロesslerは、株主平等原則それ自体については、明文の規定を設けなかった。これは当時のドイツ普通商法典の規制の仕方に従ったものであると考えられる。わが国の明治二三年旧商法および明治三二年新商法も、株主平等原則それ自体を正面から規定することはなかった。

（６）戦前および戦後のわが国を代表する商法学者である田中耕太郎博士と鈴木竹雄教授は、ドイツの学説を継受し、株主平等原則が法の理念たる衡平（Billigkeit）に基づき認められるべきことを説いた。

（７）戦後の株主平等原則のリーディング・ケースは、大株主と会社との間の取引の公正に関するものであった。事案は、無配の会社が、会社の株式の約三・四パーセントを有する大株主に対し、その要求により毎月および半期毎の現金の贈与を行ったというものであった。最高裁は、本件贈与契約は、右大株主のみを特別に有利に待遇し、利益を与えるものであるから、株主平等原則に違反し無効であると判示した原審判断を首肯した。本判決は、株主平等原則が、大株主と会社との取引において当該大株主を有利に取り扱うことを禁止する行為規範すなわち株主と会社間の取引における独立当事者間取引の基準となりうることを示した。

（８）平成になり、会社経営に対して事実上の影響力を有する支配株主等を、会社の「事実上の代表取締役」、「実質的経営者」あるいは「事実上の（代表）取締役」として、平成一七年改正前商法二六六条ノ三第一項（会社法四二九条一項）の責任を認める下級審裁判

例が多く出されるようになっている。

（９）日本においても、二〇一〇年に開始された会社法改正の過程で、親会社の責任につき立法上の明文規定を設けるべきか否かが問題となった。

日本における少数派株主保護のために機能する一般条項である株主平等原則、株主の誠実義務、事実上の取締役および特別規制である企業結合法は相互に補完する関係にある。

日本の現在行われている会社法改正において、従属会社の少数派株主保護を目的とした企業結合立法措置が開示規制に止まることと決定した現在、一般条項によって、従属会社の少数派株主を保護する必要性が生ずる。しかし、日本の判例法が、株主間の誠実義務という観念を導入することは、株主有限責任の原則（会社法一〇四条）の現在の理解

株主は出資して株主となって以後は原則として会社に対して何らの義務も負わないという通説的理解から当面考えられないと予想される。そこで、株主平等原則（会社法一〇九条一項）から、結合企業間の取引に関する独立当事者間取引の原則を導く必要性が生ずる。戦後の最高裁のリーディング・ケースにその萌芽が現れているように、株主平等原則から、大株主と会社との間の取引に関して独立当事者間取引の原則を導くことができるのであれば、かかる原則は従属会社の取締役の会社に対する注意義務・忠実義務（会社法三三〇条・民法六四四条・会社法三五五条）の一内容となり、従属会社取締役の会社に対する損害賠償（会社法四二三条一項）というサンクションをもって、結合企業間取引において独立当事者間取引の原則が実行されることを一定程度担保することができる。私見としては、支配会社と従属会社間の取引において、従属会社が受け取る対価が従属会社の与えた給付に比して著しく

相当性を欠き支配会社を特別に有利に待遇しこれに利益を与える場合、支配会社に対し利益を与える部分に関し当該契約は会社法一〇九条一項に違反し無効となり、従属会社はその違法な利益につき支配会社に対し返還を請求することができる（民法七〇三条）と解すべきである。しかし、株主平等原則は、従属会社に対する侵害行為を理由とする支配会社の損害賠償責任を基礎づけることはできない。そこで、判例法上の一般条項である事実上の取締役の法理により支配会社の損害賠償責任を基礎づける必要性が生じる。

日本の下級審裁判例においては事実上の取締役の対第三者責任の基礎は「あたかも取締役であるかのように業務執行を継続的に行った」ことに求められている。しかし、同時に業務執行に対する支配の事実を主たる理由として事実上の取締役の責任を認めた裁判例も存在する。事実上の取締役の法的基礎は一つに限定する必要はなく、親会社の責任規制の導入が断念された日本法の現状においては、事実上の取締役の法理を企業結合法の欠陥を補充する法理として機能させる必要性は高く、事実上の取締役の責任の法的基礎は多元的であり、支配から生ずる危険を基礎とする責任（支配と責任の一致）も存在すると解する余地もある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計20件)

高橋英治「ドイツ法における影響力利用者の責任規制と日本の会社法改正の課題」北村雅史＝高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』、査読無し、pp. 324-338 (2014年2月、法律文化社)

高橋英治「ドイツ法における株式評価論」、査読無し、商事法務2013号 pp. 4-17 (2013年11月)

高橋英治「少数派株主保護の一般条項と特別規制 両者のあるべき関係」査読無し、商事法務2005号 pp. 16-27 (2013年7月)

高橋英治「ドイツにおける『事実上の取締役』の発展と日本法への示唆」、査読無し、法学雑誌59巻2号 pp. 205-230 (2012年10

月)

高橋英治「持分会社と企業結合法制〔下〕」、査読無し、商事法務1969号 pp. 4-10 (2012年6月)

高橋英治「持分会社と企業結合法制〔上〕」、査読無し、商事法務1968号 pp. 21-27 (2012年6月)

高橋英治「企業結合法制の歴史と課題」、査読無し、沖縄法政研究14号 pp. 59-89 (2012年1月)

高橋英治、洪濟植「韓国法上の業務執行指図人等の責任」、査読無し、法学雑誌58巻2号 pp. 207-250 (2011年)

高橋英治「親子会社法制の展開に向けて」永井和之＝中島弘雅＝南保勝美編『会社法学の省察』、査読無し、pp.450-467 (2012年 中央経済社)

高橋英治「ドイツにおける株主および会社の誠実義務の発展—誠実義務の時代依存性と普遍性」関俊彦先生古稀記念論文集『変革期の企業法』、査読無し、pp. 43-79 (2011年3月 商事法務)

高橋英治「日本法における株主平等原則の発展と課題」松本博之＝野田昌吾＝守矢健一編『法発展における法ドグマティックの意義—日独シンポジウム』、査読無し、pp. 263-280 (2011年 信山社)

高橋英治「日本における閉鎖的資本会社の発展と法」、査読無し、『商事法務』1914号 pp. 4-15 (2010年11月)

高橋英治、坂本達也「影の取締役制度—支配会社の責任の視点から」、査読あり、『企業会計』62巻5号、pp. 107-113 (2010年5月)

Eiji Takahashi, Membership Company and Corporate Affiliation System – On Protection of Members and Creditors of the Subsidiary, 査読あり、Interdisciplinary Journal of Economics and Business Law, Vol. 2, Issue 4, pp. 30-62 (2013).

Eiji Takahashi, Zur Reform der geschlossenen Kapitalgesellschaften in Japan: die Aufhebung des GmbH-Gesetzes und ihre Auswirkung, in: Moritz Bälz/Harald Baum/Jörn Westhoff (Hrsg.), Aktuelle Fragen des geberblichen Rechtsschutzes und des Unternehmensrechts im deutsch-japanischen Rechtsverkehr, 査読あり、Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Sonderheft/Special Issue 5 (2012), Carl Heymanns Verlag, Köln (2012), pp. 29-43.

Eiji Takahashi/Kazunori Shintsu, Einführung eines Konzernrechts in Japan: Der Zwischenentwurf und die ergänzenden Erläuterungen, 査読あり、Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Nr./No. 33, pp.13-19 (2012)

Eiji Takahashi, Zur Reform des

Gesellschaftsrechts in Japan und deren Wirkung auf geschlossene Kapitalgesellschaften in der Praxis, 査読あり、Die Aktiengesellschaft (AG), pp. 817-823 (2010).

Eiji Takahashi, Gleichbehandlungsgrundsatz und Treuepflicht im japanischen Gesellschaftsrecht, Stürner (Hrsg.), Die Bedeutung der Rechtsdogmatik für die Rechtsentwicklung, 査読無し、Mohr Siebeck, Tübingen, pp. 261-276 (2010).

Eiji Takahashi, Market-Organization-Corporate Group: An Economic Analysis of Law of Corporate Groups, 査読あり、The Journal of Interdisciplinary Economics, Volume 22 No 1 & 2, Special Issue: Company Law and Economics, pp. 45-71 (2010).

高橋英治「日本の企業M&A法の最近動向とインシュー」、査読あり、亜洲法学3巻2号, pp. 9-46, (2009年12月)(韓国語)

[学会発表](計8件)

高橋英治「日本におけるコーポレート・ガバナンス改革の歴史と課題 現在行われている会社法改正を中心として」in: International Forum on Corporate and Finance Law, Academic Conference on Transformation of Corporate Governance and Modernization of Corporate Law, 主催中国商法学研究会・西南政法大学 30 November-1 December 2013, Congqing (重慶), China.

Eiji Takahashi, Entwicklung der Regelungen zur japanischen Corporate Governance mit einem Schwerpunkt auf die Reform von 2013, in: Viertes internationales Thyssen-Symposion "Öffentliche und private Unternehmen - Rechtliche Vorgaben und Bedingungen" 12. - 16. September 2013, Nanjing, China.

Eiji Takahashi, Gesellschaftsrecht und Arbeitnehmerschutz in Japan: Zur Harmonisierung von Eigentumsgarantie und Sozialstaatsprinzip im Gesellschaftsrecht, Japanisch-deutsches Symposium „Globalisierung und Sozialstaatsprinzip“, 24. März 2012 in Osaka (Japan)

Eiji Takahashi, Gesellschaftsrecht : Gleichbehandlung und Arbeitnehmerschutz im japanischen Gesellschaftsrecht, „Japanese Law Program“ in Kyoto, 12. bis 24. März 2012, 21. März 2012 in Doshisha Universität, Kanbaikan KMB 207, in Kyoto (Japan)

高橋英治「企業結合法制の歴史と課題」主催沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所講演 2011年3月11日 沖縄国際大学13号館 3階 13-309教

室

Eiji Takahashi, Rezeption und Fortbildung der Lehre "Handelsrecht als Unternehmensrecht" in Japan, Symposium aus Anlass der Pensionierung von Professor Dr. Uwe Blaurock "Das Unternehmensrecht im Licht der wirtschaftlichen Teilgebiet", 4. Februar 2011 in Freiburg im Breisgau (Germany)

Eiji Takahashi, Zur Reform des Gesellschaftsrechts in Japan und deren Wirkung auf geschlossene Kapitalgesellschaften in der Praxis, Symposium „Aktuelle Fragen des gewerblichen Rechtsschutzes und des Unternehmensrechts im deutsch-japanischen Rechtsverkehr“, 2. September 2010 in Frankfurt am Main (Germany)

高橋英治「日本の企業M & A法の最近動向とインシュー」, in: International Conference Ajou University "International Trend and issue of Corporate M&A Law", 25. September 2009 in Suwon (Korea).

[図書](計5件)

高橋英治、崔文玉訳『企業集団と少数派株主の保護(中国語)』pp. 230 (2014年2月、法律出版社)

北村雅史、高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』pp. 464 (2014年2月、法律文化社)

高橋英治『ドイツ会社法概説』pp. 499 (2012年、有斐閣)

高橋英治『会社法概説』pp. 312(2010年、中央経済社)

Eiji Takahashi (Guest Editor), The Journal of Interdisciplinary Economics, Volume 22 No 1 & 2, Special Issue: Company Law and Economics, London, pp. 177 (2010)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 英治 (TAKAHASHI, Eiji)
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：4 0 2 7 5 2 3 5

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：